

障害者雇用促進企業からの物品等調達実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う物品等の調達において、障害者の雇用に努める市内の企業から物品等を優先的に調達することにより、障害者の雇用の促進を図ることを目的とし、障害者雇用促進企業から物品等の調達を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号から第5号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年省令第38号）第1条の4第1号に規定する者をいう。

(2) 障害者雇用促進企業 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 八戸市物品等に係る指名競争入札等参加資格者名簿に登載されていること。

イ 市内に本店、支店等（以下「本店等」という。）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者をいう。）であること。

ウ 第3条の規定による申請の日において、法第43条第1項の規定を満たしていること（除外率に係る部分を除く。）。ただし、同日の属する月から遡って1年間の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計を12で除した数が56人未満である場合は、1人以上の障害者を雇用していること。

エ 第3条の規定による申請の日の属する月から遡って1年間の各月の初日（以下「過去1年間の各月の初日」という。）において市内の本店等で常時雇用している障害者数の合計が、過去1年間の各月の初日において常時雇用している労働者数の合計に100分の1.8を乗じて得た数（その数に1未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）以上であること。ただし、過去1年間の各月の初日における常時雇用している労働者数の合計を12で除した数が56未満である場合は、過去1年間の各月の初日における常時雇用している障害者数の合計を12で除した数が1以上であること。

(3) 物品等 市が調達する物品又は印刷物とする。

(登録の申請)

第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（別記第1号様式）に障害者雇用状況計算書（別記第2号様式）を添えて、市長に申請しなければならない。

(市長による登録等)

第4条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、第2条第2号に規定する障害者雇用促進企業に適合すると認めるときは、障害者雇用促進企業の登録を行うとともに、その旨を障害者雇用促進企業審査結果通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものと

する。

- 2 市長は、前項の審査の結果、第2条第2号に規定する障害者雇用促進企業に適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を障害者雇用促進企業審査結果通知書（別記第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、登録の有効期間の初日となる日が4月1日以外の日である場合は、当該初日となる日の属する年度の3月31日までとする。

（登録事項の変更）

第6条 登録を受けた者は、登録された内容について変更が生じた場合には、速やかに障害者雇用促進企業変更（取下げ）届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第7条 市長は、障害者雇用促進企業の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、障害者雇用促進企業の登録取消通知書（別記第6号様式）により通知する。

- (1) 第2条第2号ア又はイの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

（障害者雇用促進企業の周知）

第8条 市長は、登録した障害者雇用促進企業名簿を作成し、関係機関に周知するものとする。

（指名競争入札等における取扱い）

第9条 市長は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、障害者雇用促進企業に登録された者を優先して指名するよう努めるものとする。ただし、対象となる物品等は、物品等に係る指名競争入札等参加資格申請をした際の第1順位の営業（希望）種目とする。

- 2 前項の規定は、随意契約により物品等を調達する場合について準用するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 第3条の規定による登録の申請及びこれに関して必要な手続その他の行為は、この要綱の実施前においても、同条、第4条、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。